

議案第 2 号

教育長専決規程の一部を改正する訓令について

教育長専決規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成23年 3 月 9 日

沖縄県教育委員会

(別紙)

教育長専決規程の一部を改正する訓令

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「、副館長」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

訓令案の概要説明

部課名 教育庁総務課

1 改正を必要とする訓令の名称
教育長専決規程

2 改正の経緯及び必要性

平成23年度から県立博物館・美術館の管理に関する事務を文化観光スポーツ部長に委任することとしており、教育委員会関係規則等から博物館・美術館の職を削除する。

3 改正案の概要

(1) 県立博物館・美術館のみに配置している「副館長」を教育長専決規程第2条第1号から削除する。(本則)

(2) この訓令は、平成23年4月1日から施行する。(附則第1項)

4 添付資料

新旧対照表

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(専決事項)</p> <p>第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項以外の人事に関すること。</p> <p>ア 次の(ア)から(エ)までに掲げる職の職員の任免</p> <p>(7) 沖縄県教育庁の教育管理統括監、教育指導統括監、課長、所長及び班長並びにこれらの職に相当する職</p> <p>(4) 学校以外の教育機関の長、教職研修総括、学校支援総括及び班長</p> <p>(5) 県立学校の校長、副校長、教頭及び事務長（沖縄県教育庁の班長相当以上に限る。）</p> <p>(エ) 市町村立学校の校長</p> <p>イ 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関並びに県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の懲戒</p> <p>(2) 教育委員会の訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）並びに告示の制定及び改廃（特に重要な告示の制定及び改廃を除く。）を行うこと。</p> <p>(3) 教育職員免許状に関すること。</p> <p>(4) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。</p> <p>(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。</p> <p>(6) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。</p> <p>(7) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。</p> <p>(8) 軽易な請願又は陳情に関すること。</p> | <p>(専決事項)</p> <p>第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項以外の人事に関すること。</p> <p>ア 次の(ア)から(エ)までに掲げる職の職員の任免</p> <p>(7) 沖縄県教育庁の教育管理統括監、教育指導統括監、課長、所長及び班長並びにこれらの職に相当する職</p> <p>(4) 学校以外の教育機関の長、副館長、教職研修総括、学校支援総括及び班長</p> <p>(5) 県立学校の校長、副校長、教頭及び事務長（沖縄県教育庁の班長相当以上に限る。）</p> <p>(エ) 市町村立学校の校長</p> <p>イ 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関並びに県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の懲戒</p> <p>(2) 教育委員会の訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）並びに告示の制定及び改廃（特に重要な告示の制定及び改廃を除く。）を行うこと。</p> <p>(3) 教育職員免許状に関すること。</p> <p>(4) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。</p> <p>(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。</p> <p>(6) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。</p> <p>(7) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。</p> <p>(8) 軽易な請願又は陳情に関すること。</p> |